（呼出状）

第三十一条　［略］

［一～四　略］

2　自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、審査の場所とは別の場所にいる参考人又は鑑定人を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審査に出席させることができる。

（検証の申立て）

第三十五条　［略］

［2　略］

3　自治紛争処理委員は、当事者等に異議がない場合であって、必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により検証の目的の状態を認識することができる方法によって、検証をすることができる。

（合議）

第四十一条　［略］

［一　略］

二　第十八条第二項の規定による当事者に出席を求める決定又は同条第六項に規定する方法によって当事者を出席させる決定（第十九条第四項の規定により準用して行う決定を含む。）

［三・四　略］

五　第三十一条第一項の規定による参考人若しくは鑑定人に出席を求める決定又は同条第二項に規定する方法によって参考人若しくは鑑定人を出席させる決定（第三十六条の規定により準用して行う決定を含む。）

［六　略］

七　第三十五条第二項の規定による検証について当事者等の立ち会いを認める決定又は同条第三項に規定する方法によって検証を行う決定

［八・九　略］

（処理方策を定めるための審議の期日及び場所）

第四十三条　［略］

［2　略］

3　代表自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、処理方策を定めるための審議の場所とは別の場所にいる自治紛争処理委員を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審議に出席させることができる。

4　自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、処理方策を定めるための審議の場所とは別の場所にいる当事者又は関係人を前項の方法によって、審議に出席させることができる。

（参考人の陳述等）

第四十七条　［略］

2　自治紛争処理委員は、必要があると認めるときは、処理方策を定めるための審議の場所とは別の場所にいる参考人又は鑑定人を映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって、審議に出席させることができる。

（呼出状）

第三十一条　［同上］

［一～四　同上］

［新設］

（検証の申立て）

第三十五条　［同上］

［2　同上］

［新設］

（合議）

第四十一条　［同上］

［一　同上］

二　第十八条第二項の規定による当事者に出席を求める決定（第十九条第四項の規定により準用して行う決定を含む。）

［三・四　同上］

五　第三十一条の規定による参考人又は鑑定人に出席を求める決定（第三十六条の規定により準用して行う決定を含む。）

［六　同上］

七　第三十五条第二項の規定による検証について当事者等の立ち会いを認める決定

［八・九　同上］

（処理方策を定めるための審議の期日及び場所）

第四十三条　［同上］

［2　同上］

［新設］

［新設］

（参考人の陳述等）

第四十七条　［同上］

［新設］